

■令和6年度第4回（第337回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和6年11月22日（金） 午後3時15分～午後3時30分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、新屋副市長、水道事業管理者
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、子ども未来局長、総合政策監

【議 題】 「第3期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）」について

< 提案説明 >

「第3期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）」について、子ども未来局より次のような説明があった。

- ・ 第3期計画の構成に沿って、素案の概要を説明する。第3期計画は、現行計画の期間満了と、昨年4月に施行されたこども基本法に基づき、市町村こども計画の策定が努力義務化されたことを踏まえ、策定するもの。
- ・ 「計画期間」は、令和7年度から令和11年度までの5年間、「計画体系」としては、昨年12月に閣議決定された国のこども大綱を勘案し、関係計画を一体的にこども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定している。
- ・ これまでの取組の経過としては、令和4年度に①子どもの生活状況等に関する調査、昨年度は②計画策定に係る基礎調査をそれぞれ行い、子ども・若者や子育て中の方のニーズを把握した。今年度は、③子育て支援策検証業務を行っており、本市の子育て支援策の現状を子育て世代の意識調査や聞き取り調査、文献調査により検証し、有識者の監修による提言として、9月に中間報告を取りまとめている。次に④、⑤、⑥については、子どもや若者の意見を聞く取組として、6月に「子ども・若者ワークショップ」、7月～10月の期間に市長による「タウンミーティング」、そして9月には「小・中学生の意見聴取」を行った。
- ・ 第2章は現行計画の実施状況や各種調査の結果から抽出した課題を整理した章となっている。第3章は計画の基本理念と計画の視点、計画の基本目標と基本施策を掲載している。第3期計画では、4つの基本目標を横断する重点施策として、①こどもまんなか社会の実現と②少子化対策の推進の2つを新たに位置付けている。
- ・ 第4章の基本目標1では、「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」として、施策①結婚や妊娠を望む方への支援から、施策③親子の健やかな成長のための支援と環境整備までの3つの施策を位置付けている。第3期計画では、新たに基本目標に即した成果指標を設定している。基本目標1では、上位計画である総合振興計画と合わせ、「妊娠・出産について満足している人の割合」（妊娠期から産後早期に助産師・保健師

等からの指導やケアを十分に受けられた人の割合)としている。

- ・ 基本目標2では、「子育てがしやすい環境づくり」として、施策①幼児教育・保育の提供体制の確保から、施策⑥相談・情報提供の充実までの6つの施策を位置付けている。成果指標は、総合振興計画と合わせ、「安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合」としている。
- ・ 基本目標3では、「子ども・若者が健全に成長できる環境づくり」として、施策①子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現から、施策⑥健全な成長を支える安全な環境づくりまでの6つの施策を位置付けている。成果指標は、総合振興計画と合わせ、「子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合」とともに、「将来の夢や希望を持っている」生徒(中3)の割合」としている。
- ・ 基本目標4では、「誰一人取り残さない支援の充実」として、施策①障害児施策の充実から、施策⑤貧困の連鎖を断ち切るための支援の充実までの5つの施策を位置付けている。成果指標は、保護者の視点から「子どもの育てにくさを感じたときに、相談先や解決方法を知っている保護者の割合」を、そして子どもの視点から「悩みや困ったことがあると助けてくれる人がいる子どもの割合(支援利用者)」を設定している。
- ・ 次に、横断的に取り組む重点施策として「こどもまんなか社会の実現」を設定している。まず現況と課題として、昨年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の設置に象徴されるように、国全体でこどもや若者に関する取組や政策を社会の中心に置く「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が推進されている。そうした動きを受け、本市でも子どもや若者の権利擁護や、意見表明、社会参画、活躍の場の提供など、子ども・若者を社会で支える取組を推進する必要があると考えている。今年度は、ワークショップやタウンミーティングなどを通じて、子どもや若者からの意見表明や、社会参画に関する意見や、多様な体験や居場所に関する意見、大人からも「大人が子どもの意見を聞く余裕が必要」などの意見をいただいたところである。
- ・ 国のこども大綱を踏まえた4つの重点取組方針と子ども・若者の意見などを勘案し、「こどもの権利の尊重や最善の利益の考慮」をこどもまんなかの基盤として、「意見表明機会の確保と社会参画機会の提供」と、下段の「多様な体験・活動の提供と居場所の確保」、「多様な体験・活動の提供と居場所の確保」の3つの施策に取り組むこととした。
- ・ これらの施策を通じて、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合が増えるよう取り組んでいく。なお、この指標については、このページに掲載している施策だけではなく、計画全体を横断的に推進することや、社会経済情勢の変化や国・県・事業者などの取組の影響を受けるものであるため、他の基本目標に即した成果指標との差別化を図り、「総合指標」と位置付けている。
- ・ 重点施策の2つ目は「少子化対策の推進」である。まず現況と課題として、国や市の動向のほか、他市との比較により、①出産が見込まれる15歳～49歳の女性人口の減少、②20代女性の有配偶率や出生率が低い、③子どもが3人以上いる世帯の割合が低いといった課題や、大規模開発等に伴い、人口が急増した地域では保育所や学校などの社会資源が不足するなどの課題も挙げている。
- ・ 子育て支援策検証業務の中間報告でも、若年層の結婚支援に向け、結婚や子育てに対

する負のイメージの払拭と不安の解消や出会いの創出が必要であることや、父親の家事・育児の促進、社会全体で子育てを支えるための取組として、子育てと仕事を両立しやすい職場づくりや祖父母世帯との近居を促進すべきではないかとの提言をいただいている。

- ・ 本市の現況と課題から設定した4つの重点取組方針と、子育て支援策の検証などを踏まえ、「若年層に対する結婚支援の充実」、「共育で・孫育ての推進」、「社会全体で子育てを支える取組の強化」の3つの施策に重点的に取り組むこととしている。
- ・ これらの施策を通じて、令和11年度までに合計特殊出生率を1.42まで引き上げることとしている。なお、指標の位置付けは、先ほどの重点施策1と同様である。
- ・ 第5章の「子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策」については、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等に関して、量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）を定めた今後5年間の需給計画となっている。
- ・ まず保育所等については、保育需要は引き続き伸び続ける見込みだが、将来的な保育需要の減少を見据え、既存資源を活用しつつ、受け皿の確保を進めていくこととしている。
- ・ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）については、量の見込みは減少傾向にある。確保方策については、これまで、供給過剰の場合は、量の見込みと同数としていたが、現況は供給が需要を大きく上回る実態があるため、今回は、無理に同数とせず、保育園等と同様に定員数の合計を表記している。
- ・ 放課後児童クラブについては、需要は増加する見込みとなっており、民設放課後児童クラブの整備を進めるとともに、放課後子ども居場所事業のモデル事業の検証を踏まえ、全市展開を行うことで、待機児童の解消に向けて取り組んでいくこととしている。
- ・ その他、地域子ども・子育て支援事業の主なものの量の見込みと確保方策については、記載のとおりである。
- ・ 計画策定に向けたスケジュールについては、12月議会へ計画素案を報告した後、パブリック・コメントを実施する。パブリック・コメントにおける意見を踏まえた計画案を3月の児童福祉専門分科会にお示し、成案としていきたいと考えている。

＜ 意 見 等 ＞

- ・ 総合指標として合計特殊出生率や転入超過数について目標値が定められているが、その達成に向けて計画を進めていく上では、実行可能なレベルで、より具体的な目標設定も必要ではないか。
- 本計画では、4つの基本目標と20の施策を定めており、その下に176の事業を掲載している。計画書には個々の事業の目標値は掲載していないが、事業所管課において令和6年度の実績等を踏まえて目標値を検討している。進行管理に当たっては、目標設定について社会福祉審議会の児童福祉専門部会にも諮り、その後は毎年、児童福祉専門部会へ目標値に対する進捗を報告しながら計画の進捗を管理していく予定である。
- ・ 個別の事業レベルで、目標を適切に設定し、次年度以降も進行管理をしっかりと行っていただきたい。

- 本計画に掲載している１７６の事業をはじめとして、個々の事業で最終的に何を目指すのかを明確にして、適切に進行管理を行っていく。
- ・ 目標値を設定する意義は、事業の実施により何をどれだけ達成するかを明確にすることにある。目標達成に向けては、子ども未来局だけでなく、こどもまんなか・少子化対策会議のメンバーである各局において、しっかり進行管理をしていく必要がある。事業の効果を明確にし、取捨選択をしながら、効果的・効率的に取り組んでほしい。
- 関係局とも連携して取り組んでいく。
- ・ 成果指標を向上させていくためには、ただ事業を実施するだけでなく、市の取組を知ってもらえるよう広報をしっかりと行う必要がある。情報発信の方法を工夫するなど、広報の取組が重要であるということを十分認識したうえで、事業を実施してほしい。
- 子育て世帯に市の取組を十分認知していただけるように、最近では「みんなのアプリ」を活用したＰＲも行っている。引き続き新しい媒体も含めて、しっかりＰＲしていきたい。

＜ 結 果 ＞

「第３期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）」について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

本計画に掲げる総合指標の達成に向けて実施する施策、事業の階層構造を明確化した上で、その進捗を関係所管課とも共有しながら、総合指標の達成につながるよう進行管理を行っていくこと。

また、子ども・子育て支援に関する制度など本市の取組について、多様な手段を活用しながら効果的に情報発信を行っていくこと。

＜ 会 議 資 料 ＞

- ・「第３期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）」について